

## 平成 28 年度 アジア関係博士論文の審査結果に関する要旨

梁媛淋

### 幕末大名家の身分構造

課程博士（学術）博総合第 1479 号（平成 28 年 6 月 23 日授与）

審査委員会委員 東京大学教授 外村 大（主査）、同准教授 杉山清彦、  
同准教授 渡辺美季、同史料編纂所教授 鶴田 啓、跡見学園女子大学教授 三谷博

本論文は、ペリー到来以前の大大名四家を取上げて、家臣団の身分構造を、「分限帳」などの台帳により様々の指標について分析・比較した、実証的かつ開拓的な研究である。

従来、近世日本の武士の身分構造は十分に研究されてきたとは言えない。近世の初期については、個別の藩に即して一応の記述が行われてきたが、二百数十を数える大名家の共通性や多様性を説明するに足るだけの網羅的で一般性を持つ研究はない。また、幕末に関しては、明治維新の主役は下級武士であったとの認識から、かつて「下級武士」論が流行したが、その研究範囲は狭く、「下級武士」自体の定義も曖昧なままであった。その中であって、磯田道史『近世大名家臣団の社会構造』（東京大学出版会、2003 年）は、総計 78 の大名家を対象に、その家格観念、婚姻、養子、階層の再生産構造、居住形態など様々の側面を横断的に分析した研究であったが、それを継承・発展させる研究はほとんど現れなかった。農村の経済・社会や身分的周縁の研究が隆盛を極めてきたのに対し、支配集団の中核をなした武士団に関してはその実態はほとんど分っていないのである。

こうした研究状況に対し、本論文は打開のための着実な一步を踏出そうとする。対象は大・中・小の大名のうち大大名に絞り、時期は研究がほとんどなかった幕末を選んでいる。幕末に石高・官位などで「大大名」と呼べるものは約 30 家あった。本論文はそれらの一覧表を作成した上で、萩毛利家、米沢上杉家、彦根井伊家、名古屋徳川家を選び出した。規模をほぼ揃えた上で、関ヶ原以前に成立した旧族大名から 2 家、徳川譜代から 1 家、徳川一族から 1 家を選んで、その内部の身分構造に精緻な分析を加えたのである。大大名には、仙台伊達、佐賀鍋島、鹿児島島津など、他にも重視すべき大名があったが、それらは大名の家臣に領国支配を委ねる地方知行を根幹とする体制であり、今日、大名直轄の家臣団以外のデータの入手ははなはだ困難である。史料の有無、および統治組織の類型から考えて、研究対象の選択は妥当と言って良いだろう。

さて、本論文は、史料や研究史を論じた序章に続き、4 家について各一章を当てて精細な分析を行い、終章でその成果を比較分析している。各大大名家については、まず家臣団の代表的な名簿であった「分限帳」およびその他の関係史料について、その所在や形態、および史料としての性格を解説し、次にそれらに基づいて、家臣たちの所属した基本身分を探り、その組や役職を忠実に再現・記述する。また、各家臣に支給された給禄とその階層分布を統計的に明らかにし、その後、基本身分・給禄・御目見・騎馬資格などの諸基準においてどのような整合性や

不整合が見られたかを分析している。

大名家内部の階層構造を示す史料は多様である。一般に「分限帳」という名称を持つ史料が存在し、家臣の名と給禄高を記すが、その収録範囲は、軍制に由来する組を主に記すもの（萩・米沢）・現職を記すもの（名古屋）・所属を示さないもの（彦根）と多様であり、知行取りに限るもの（毛利）もあれば蔵米取りなど他の給禄方式も含むもの（米沢・彦根・名古屋）もある。したがって、家臣団の身分構造を一般的に把握するには、「役付帳」などの他の史料も参照し、対応関係を慎重に分析せねばならない。本論文は各大名家の原史料まで遡って関係史料を探索し、張紙の状況から作製時期を割出すなど、多大の労苦を重ねた結果、成立したものである。

本論文の主な発見は次の通りである。

1. 家臣団の人数は萩・米沢・名古屋がほぼ同じで、彦根がその半数であるが、実高は萩が 89 万石、米沢が 28 万石、名古屋は 91 万石、彦根が 34 万石であった。米沢は二度の削封を経ながらなお家臣団を抱え続けたため、100 石未満の小禄家臣が圧倒的な数を占めた。

2. 家臣団の基本身分は大まかには家老・番頭、馬廻り、徒士、徒士未満の四つに階層化されており、徒士までは共通して台帳で把握されている。

3. そのうちで約 2% の 1000 石以上に家老・番頭などへの就任を含む特別な地位が与えられている。

4. 小禄になるほど人数が増す傾向が認められるが、米沢では 200 石台、彦根では 100 石台にピークがあった。それぞれ「加増」や「定禄」など、職務遂行の必要や家臣の生活安定のために工夫された給禄制の影響である。

5. 徒士未満に関しては記録が十分でない。正規の家臣団と認められていなかったわけだが、この徒士以上との差別は徳川系大名に顕著だった。

6. 基本身分の移動は皆無に近いが、名古屋は例外で徒士から馬廻りへの昇進がかなり見られた。

7. 当主一人の奉公が原則だが、嫡子で勤務するものが彦根では御目見以上で 17%、名古屋では 22% を占めていた。徳川系大名は減封を経験した萩・米沢と比べて財政的ゆとりがあったためであろう。

8. 家老・番頭クラスは身分の諸条件を全て満たしていたが、馬廻りの下層と徒士では基本身分の差にかかわらず家計水準では変らないものが多数あった。

9. 主君への御目見の可不可と知行取か蔵米取かの給禄方式の差異とは一対一の対応をしないが、御目見以上の半数以上が知行取、御目見以下の 9 割が蔵米取であった。

10. 騎乗資格は御目見以上の 7 割が有していたが、萩は例外的に 2 割に留まった。

11. 諸基準の間で不整合が見られたのは、萩と米沢で約 8 割、彦根・名古屋ではそれぞれ約 5 割・4 割に上った。

12. 家臣団の身分階層は、上級家臣を家老・番頭ら、中級家臣を諸基準全て満たす騎馬士、下級家臣を諸基準間に不整合をもつ人々という具合に定義することもできる。

以上のように、本論文は、4 つの大大名家について数々の発見をもたらした。「分限帳」などの関係史料の忠実な紹介と精緻な分析は他に得難い業績であるが、それに加えて、石高階層の統計分析は初めての試みであり、大名家臣団の階層分布を一目で把握し、かつ比較する道を開

いたことは画期的である。また、身分の諸指標の間にある整合・不整合を初めて意識的に分析したことは、下級武士の実態を理解する確かな手掛りとなっている。

しかしながら、多少の問題もなくはない。近世を生きた武士たちが家臣団内部の身分制をどう意識していたかに言及がない。せつかく制度の記述や統計に膨大な労力を注ぎながら、画龍点睛を欠くように思われる。また、幕末を分析しながら、明治維新との関係については終章末尾で簡単に触れるに留まる。しかしながら、これは過去の研究者たちがいずれも失敗してきた領域であって、制度的・統計的所見から直ちに維新による突如の崩壊を説明することは至難でもある。その解明には別の本格研究を要するはずである。本論文の価値は、そのための基礎情報を着実な史料研究と新たな分析法の導入を通じて提供したことにある。今後の日本近世史・明治維新史の発展のために貴重な貢献をしたと言えるだろう。

したがって、本審査委員会は、本学位請求論文を博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと判定する。

三王昌代

多言語資料の比較に見る 18 世紀東アジア・東南アジアの文化交渉  
—— スールー王国と清朝を中心に ——

課程博士（学術）博総合第 1478 号（平成 28 年 6 月 23 日授与）

審査委員会委員 東京大学教授 杉田英明（主査）、同教授 村田雄二郎、  
同教授 羽田 正、東京大学名誉教授 古田元夫、お茶の水女子大学教授 岸本美緒

本論文「多言語資料の比較に見る 18 世紀東アジア・東南アジアの文化交渉 —— スールー王国と清朝を中心に」は、現在のフィリピン南部に 15 世紀から 20 世紀初頭にかけて存在したスルタン制の国家であるスールー王国（マレー語で negeri suluk、中国語では「蘇祿」）に着目し、18 世紀における同王国と中国およびヨーロッパ諸国との相互交渉のあり方を中国語、ヨーロッパ諸語、それに現地語であるアラビア文字表記のマレー語（ジャウィ）など、多言語の文書資料に依拠しつつ探ろうとした斬新で意欲的な研究である。

従来、スールーの人々は主としてヨーロッパの側から、マニラのスペイン政庁やオランダ・イギリス両東インド会社の活動に反抗し、奴隷の確保や海賊・掠奪行為に積極的に関わる抵抗勢力としてのみ捉えられがちであった。それに対し本論文は、東アジア・東南アジアの境界を超えて往来するスールーの人々が主語となる歴史叙述、小さな世界から見る世界史構成を目指すべきだとの問題意識から出発して、彼らと中国福建省の役人やイギリス東インド会社代表とのやり取りを示す中国語や英語の外交文書を、対応するジャウィ文書との比較も交えつつ分析し、情報の伝達や意思疎通の現場を叮嚀に再現してゆく。それは、より広い視野から見ると、アラビア文字文化圏と漢字文化圏およびヨーロッパ諸語文化圏という複数の文化圏の臨界面における接続の過程を、異文化接触・異文化摩擦の観点から捉え直そうとする試みとも評価しうる。

本論文は全五章と「補論」、その前後に置かれた「序」と「結」、それに詳細な「凡例」と関連地図 4 点、表 1 点 (18 世紀中国に届けられた蘇禄王国の国書類の所在あるいは採録資料一覧)、図版 10 点、参考資料 (スールー王国のスルタン一覧、ジャウィ文書中の語彙、資料一覧) から構成され、A4 判で xix+313+55 頁、文字数にして 44 万字 (400 字換算で 1,100 枚相当) に達している。課程博士論文としては異例とも言えるこの分量からも、本稿が筆者の長年に亘る真摯な努力と丹念な研究の集大成となっていることが窺われよう。

「序」でスールー王国の概要、使用言語、地域概念、先行研究の紹介と資料概説を行なったのち、第一章「スールー (蘇禄) についての諸記録」で筆者は、中国語、スペイン語、イタリア語、英語、日本語の諸資料を対照しつつ、18 世紀までの現地の人々の風俗習慣や言語状況、産物や交易品などを再現し、そこを舞台に、日本列島をも含む広範な地域の雑多人々との交渉が繰り返されてきたこと、また書き手によってスールー像が大きく異なっていたことを示している。

第二章「18 世紀、大清皇帝に届けられた国書 (表文) の比較 (1) —— 蘇禄国の漢字表記の中国語版を中心に」および第三章「18 世紀、大清皇帝に届けられた国書 (表文) の比較 (2) —— 南掌国、琉球国を中心に」では、清の雍正帝・乾隆帝の許に届けられたスールー国王の雍正四 (1726) 年、乾隆十八 (1753) 年、二十七 (1762) 年付の漢字表記の中国語の表文、ならびに現在のラオスにかつて存在した南掌の国王による雍正七 (1729) 年付表文の漢字音写版、琉球国王の雍正二 (1724) 年付漢字表記の中国語表文を取り上げ、その内容や形式を紹介すると同時に、相互の比較対照を試みる。その結果、スールー王国の表文の特徴として、呂宋 (マニラのスペイン政庁など) との諍いや、中国への編入の希望、禁制品を含めた諸物件の請願などが記されていること、文言の点で他国の表文を参考にした可能性があることなどが明らかにされた。また、一般に外国の表文をはじめとする公文書には中国暦の使用が義務付けられていたにも拘わらず、雍正四年の表文にはイスラーム暦が使用されており、しかもそれが格別問題視されていなかったらしいことも指摘されている。

第四章「中国語資料に見るスールー王国の国書類の翻訳に関わる諸問題 —— 漢字表記の中国語への翻訳を中心に」は、<sup>しゆひそうしやう</sup> 硃批奏摺と呼ばれる上奏文を中心とした中国語諸資料をもとに、スールー王国の外国語版表文が中国語に翻訳される過程を明らかにする。18 世紀中国には通事養成制度や『華夷譯語』のような対訳語彙集が存在していたものの、それとは裏腹にスールーとのあいだの翻訳体制は十分に整備されてはいなかった。そうしたなか、スールーの表文が不備のため返却される場合もあった半面、乾隆二十七 (1762) 年の事例のごとく、スルタン側も福建省の役人も臨機応変の対応をし、「用印空白」すなわちスルタンの印のみ捺してある白紙の文書を持参して、福建到着後に適宜の人物に漢字表記の中国語の表文を作成してもらうといった方法が通用する可能性も存在したことが示唆される。

第五章「スールー王国のイスラーム暦 1198 年 (西暦 1784) 付ジャウィ文書 —— 漢文資料との内容の比較」では、乾隆四十九 (1784) 年にスルタンから福建省に届けられたマレー語のジャウィ文書に焦点を当て、関連する中国語文書と対照しつつ内容の比較検討を行なう。ここでは、スールーと中国との交易に関与しながら代金を騙し取った王三陽という人物をめぐる、スルタンから出された要望への中国側の役人や皇帝の対応が適切になされ、大筋において相互の

意思疎通が図られていたことが明らかにされる。ただし、役人の皇帝への上奏文はジャウィ文書の直訳ではなく、謙讓表現が付加されたり、中国側が事前にスルタンに宛てて出した文書の内容に合うよう、都合よく書き改められたりした部分も存在したという。

補論「スルー王国スルタンとダルリンブルの交わした文書——1761年、ジャウィ文書と英語文書の比較から」では、スルタンらと東インド会社の代表アレグザンダー・ダルリンブルとのあいだで結ばれた最初の協定である「友好と通商に関する諸条項」を取り上げ、ジャウィ版と英語版の両文書を丹念に読み比べながら、文言の異同の背後にある両者の認識のずれを明らかにした。そのさいには、ジャウィ版を参照せず英語版のみに依拠した場合の、一面的な解釈の危険性も示唆される。また、中国とは異なり、東インド会社はスルーの土地所有や雇用契約、裁判権などにまで踏み込んだ協定を求めていることも指摘されている。

「結」では、各章の内容を回顧すると同時に、今後の研究の方向性について、具体的資料の提示を交えつつ若干の展望が述べられている。

このような構成と内容を持つ本論文の特徴としては、以下の諸点が挙げられる。

第一に、難解な漢文史料を丁寧に読み解き、訓み下し文と日本語訳を示してその解釈を明らかにするのみならず、個々の文言の典故や故事、ないしは術語に逐一説明を付し、専門外の幅広い読者にも理解できる形に提示した点。最近の中国史研究の方向とは異なり、すべての漢文史料にあえて訓み下し文を付した筆者の努力は特筆に値する。また、表文のような外交文書中の典故の周到な指摘は、個々の語彙の背後に蓄積された文化的伝統の厚みを示す結果にもなっている。語注の多さについては、中国史の研究者から見ると煩雑ではあっても、漢字圏としての常識的な馴染み深さに安住せず、ジャウィと漢文史料を等距離に置いている点が新鮮で、一種の異化作用があるとの評価もなされた。

第二に、これまで注目されることのなかったジャウィ文書を発掘し、語注を付し、日本語訳を作成し、漢文史料や英語文書の相対化に利用している点。ジャウィ文書は日本でも最近になってようやくその価値が認識され始めたばかりだが、アラビア文字表記でアラビア語の文言も多く含まれるため、現代マレー語の知識だけでは現地の研究者にとってさえ読解は困難である。筆者はその困難を克服して、全体に首尾一貫した解釈を施すことに成功している。とくに、ジャウィ文書のなかに埋もれていた「(王) 三陽」「(楊) 得意」といった中国語の人名や「総督」「部院」などの官職名の復元は、マレー語と中国語の双方に通じた筆者によって初めて可能になった成果だと言ってよい。それは、筆者が意図するスルー側から見た歴史叙述への第一歩になるとも評しうる。

第三に、以上のような史料読解の結果として、スルー王国と中国やヨーロッパ諸国など、複数の言語圏が接触・交錯する交渉の現場に分け入り、その実相を解明してみせた点。文書史料のなかから、スルーのスルタン、中国の皇帝や役人それぞれの思惑のみならず、交易や交渉に携わる商人や使節たちの生々しいやりとりの様相が浮かび上がってくる過程は洵に興味深い。とくに、従来の朝貢貿易論では明らかにされていなかった、面倒な手続きを介さない交易のあり方や、表文の翻訳をめぐる使節と役人とのあいだでの柔軟な対処の仕方などが提示された点は大きな貢献である。

だが、優れた本論文にも若干の不足がないわけではない。審査会では、全体が細部描写に傾

く結果、ともすると大きな見取り図が見えにくくなっているという指摘が複数の委員からなされた。例えば、明代と比較した場合の 18 世紀の時代的特徴は何か、あるいは、国際的状況の動きのなかで、スルーにとっての中国、中国にとってのスルーの位置づけはどうか変化してゆくのか、といった大局的視点があれば、読者の理解はより深まったであろう。また、「ムーア」「モロ」と呼ばれる人々の実態についても、東南アジアのみならず、インドや北アフリカまでも含めた世界大の視野で捉える必要があるかもしれない。他方、詳注があまりにも多領域に亘っているため、対応が一個人の力量を超え、個々の分野の専門家の立場からすると、必ずしも最新の研究状況を反映していない場合が見られるとの指摘もあった。

しかしながら、これらは本論文の学術的価値を損なうものではなく、将来、若干の補訂を経て刊行されれば、この分野での研究を大きく前進させるものであるとの認識で審査委員会は一致した。従って本審査委員会は、全員一致で本論文が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。

金耿昊

戦後日本における在日朝鮮人の生活貧窮問題  
—— 民族団体による生活権擁護運動を中心に ——

課程博士（学術）博総合第 1508 号（平成 29 年 3 月 23 日授与）  
審査委員会委員 東京大学教授 外村 大（主査）、同教授 佐藤安信、  
同教授 木宮正史、帝京平成大学教授 池谷秀登、津田塾大学准教授 朴 正鎮

本論文は、在日朝鮮人（この用語は朝鮮籍に限定するわけではなく韓国籍も含む）の生活保護適用状況、日本政府の施策と適用を求める社会運動の展開について歴史的事実を整理し、生活困窮の状況とその要因を考察したものである。その対象時期は「解放」（＝1945 年 8 月の日本敗戦後）以降、1950 年代末の北朝鮮集団帰国事業の開始までとなっている。論文の構成は、序章と第 1-12 章、終章、および参考文献一覧となっており、字数は約 30 万字、このほかに統計表 1-35 が含まれる。

序章では、まず、現代日本における格差の拡大・貧困問題の顕在化のなかで、在日朝鮮人の生活保護受給について事実に基づかない非難がなされていることを指摘し、これについての歴史研究を行うことの意義が語られる。そのうえで、戦後の在日朝鮮人の民族運動史、政策史、生活史のほか、生活保護受給に関する研究、北朝鮮集団帰国事業と生活問題との関係、高齢者の生活問題についての研究に区分して、先行研究の整理が行われている。そして、1945 年 8 月の「解放」直後から 1950 年代末までの在日朝鮮人の生活困窮問題を総体として把握することを本論文の課題とし、民族団体の史料、日本政府・地方行政当局の史料をもとに事実発掘と実態解明を行うことが述べられている。

本論は時期別に 3 部に区分されており、そのなかで、いくつかの章がたてられ、法制度と行政施策、民族団体の動きを軸にした事実関係の記述が行われている。民族団体については、相

対的に広範囲な大衆的基盤を有していた左派系についての論述が多いが、右派の動向についてもまとめている。第1部(第1-3章)は、「解放」から1950年の朝鮮戦争勃発直後までの時期を扱っている。そこでは、「解放」を受けて結成された左派系の在日朝鮮人団体である在日本朝鮮人連盟(朝連)が、生活安定のための各種事業・貧困者救済に取り組みながらもそこには限界があり、公的扶助制度である生活保護の適用を求める運動を展開するようになったこと、その後、冷戦激化を背景に朝連が解散され、在日朝鮮人運動に対する警戒が強まるなかで、在日朝鮮人の生活困窮者が増加していったことが指摘される。また、法制度では、1950年の生活保護法改正によって、生活保護の適用対象が日本国民に限定された事実が記され、(その時点ですぐに問題となったわけではないが)このことがサンフランシスコ講和条約発効の際の在日朝鮮人の日本国籍離脱によって、問題が生じることになったことが述べられている。なお、右派系の民族団体は生活安定の構想を論じるものの、具体的な活動は微弱であったことも触れられている。

第2部(第4-6章)は1950年代前半を扱っている。ここでは以下のような事実が述べられている。サンフランシスコ講和条約発効後、在日朝鮮人は日本国籍を喪失し、生活保護受給の権利を失った。その後の行政当局による在日朝鮮人に対する生活保護の適用は、生活保護法の「準用」による、暫定的・一方的措置としての救済となる。それについては、厚生省が統計をとっており、被保護朝鮮人の実人員数はこの間、増加を続けており、在日朝鮮人の失業、事業経営の困難が深刻化していたことが確認できる。このような状況のなかで、左派系の在日朝鮮人は、新たに結成された在日朝鮮統一民主戦線(民戦)の指導のもとで、行政交渉、生活保護を求めての集団申請等を行うが、日本政府はこれを警戒し、警察による取締りを強めるとともに、厚生省は「適正化」の名のもとに朝鮮人への生活保護受給の再調査と打ち切りを準備することとなる。なお、右派系の在日朝鮮人団体は、韓国政府の支援等による生活問題への対処を進めるが、この時期もそれほど影響力を持ちえなかった。

第3部(第7-12章)は1950年代後半についての状況の推移を述べている。1955年に民戦に代わる左派系在日朝鮮人の新たな団体として、在日本朝鮮人総連合会(朝鮮総連)が結成され、朝鮮総連は、朝鮮人間の相互扶助や日本人との親善友好を進め朝鮮人の生活問題を理解してもらうことなどを打ち出して生活問題に対処していこうとした。他方、日本政府は、外国人(大半は在日朝鮮人)の被保護世帯を対象とする一斉調査を行った。朝鮮総連はこれに抗議したが、調査を受けて在日朝鮮人の生活保護の受給打ち切り、削減が進められた。こうしたなかで、組織内部でも不満が高まるなかで、朝鮮総連は朝鮮人間の協同組合設立等を通じた生活の安着の方針を打ち出すが、事態は改善しなかった。そして在日朝鮮人の生活困窮が深刻化するなかで、1958年に北朝鮮への集団帰国運動が展開され、翌年から実際に帰国事業が実施されることとなる。1962年度までにこの事業で北朝鮮に帰国した者約7万5000名のうち生活保護受給者は、2万~2万5000名であると推定される。この間、右派系の民族団体は、内部対立などもあり影響力は相対的に弱いまま、北朝鮮帰国事業反対の活動を行うなどにとどまった。

終章では、在日朝鮮人の生活困窮問題についての以上のような史実をまとめた上で、1960年代以降、現在の状況との関係を論じている。そこでは、在日朝鮮人の生活保護受給者は、1960年代には高度経済成長等を背景に減少していること、1970年代中盤以降、無年金の高齢者の存

在などから再び増加しそれが現在まで続いていることが記されている。

以上のような論文に対して、次のような点が評価された。

まず、本論の最初で触れられているように、在日朝鮮人の生活保護受給をめぐることは事実に基づかない議論が行われ、日本人の間での差別意識が助長される現象が生まれている。このことを考える時に、こうした史料に基づいて過去の史実を整理することは、それ自体が意味を持っていると言える。

そして、この論文は、これまで検証されてこなかったか、あるいは事実自体が知られてこなかった点多々あり、しかもそこには複雑な要素が関係しているこの問題にかかわる史実をよく整理し、総合的にまとめたものとなっている。

まず、在日朝鮮人の生活保護の実態については、受給状況、被保護率の推移等の統計を、一部の地方自治体レベルの動向も含めてよくまとめている。本論文で掲げられた統計表は、今後、広く参照され、そこからさらに重要な問題を気付かせることにもなると考えられる。北朝鮮集団帰国事業での帰国者についても、そこに生活保護受給者が多く含まれることは容易に予想されることであったが、具体的にその数は明らかにされてこなかったことを考えれば、本論文においてその数の推定が行われたことも研究上の貢献の一つである。

また、生活保護受給の実情、法制度と行政施策、在日朝鮮人運動団体の動向が関係する複雑な問題を総合的に論じたもので、それぞれの側面において、これまでの研究では知られていなかったことを多く付け加えている。まず、在日朝鮮人運動史の分野では、民族団体の活動を軸にした論著は少なくなく、生活保護適用についても言及するものはあったが、この論文のように詳細に事実を整理したものはなかった。しかも、これまでの研究では、治安担当当局の史料を基にした記述にとどまる部分が多かったのに対して、この論文では、朝鮮語文献を含む民族団体の内部資料、機関紙誌を広く集めて、事実の再構成を行おうとしている。加えて、論文で扱う対象とした時期の在日朝鮮人運動史の研究では、相対的に影響力が大きく、残されている史料も比較的多い左派系のみについて言及することがあるなかで、本論文では、右派系の動向についても論述している点もこの分野の研究を進展させたものと言える。

さらに、法制度としての公的扶助と外国人の権利との関係について論じたまとまった著作としては、小川政亮『<sup>まさあき</sup>家族・国籍・社会保障』(勁草書房, 1964 年)があり、よく参照されてきたが、これは制度や法律の解釈について論じたものであり、在日朝鮮人自身の生活状況や主張等を組み込んだ整理を行っているわけではない。これに対して、本論文は、在日朝鮮人の側の視点から生活保護制度の成立、運用の状況を論じた部分が多い。

こうしたことを考えるならば、本論文は在日朝鮮人の生活保護・生活困窮をめぐる問題について体系的にまとめた初めての、基礎的な研究となったと評価できるだろう。

こうした基礎的な事実の確定を行った本論文が依拠している史料のなかには、これまで知られていなかった史料が多く含まれている。歴史研究者が史料発掘を熱心に行うことは当然のことではあるが、ここで行われた史料発掘は、量的にも多大であるだけでなく、今後、この問題に関心を持つ多くの研究者が参照し、依拠していくであろうものを含み、質的にも重要性を持つ。とりわけ、日本各地の公文書館での丹念な調査に基づいて発掘された、地方自治体レベルでの行政施策にかかわる史料は、貴重である。前述の小川政亮の研究では、同時代における彼



自身の見聞等からの記述もなされており、これまで文献史料からの裏付け・検証ができない点もあったが、本論文とそこで用いられた史料によって、裏付け・検証が可能となった点がある。そのことの持つ意義は大きく、高く評価すべきである。

しかし、本論文については問題点も認められる。審査委員からは次のような点が指摘された。

まず、本論文は、在日朝鮮人の生活困窮の実情を明らかにすることを目指したものであるというが、実際の内容がそのようになっているかといえば、疑問が残る。生活保護受給者が多いこと、受給打切り等で困窮の度合いを増した者が少なからず存在することはわかるとして、経済史の考察や具体的な労働の状況の説明、それとの関係で在日朝鮮人の生活がどう変化していったかの丁寧な記述はない。

民族差別と生活保護制度における行政当局の対応という重要な点についての解明も課題を残している。行政当局の職員も含めて、民族差別的な意識を持つ日本人がいたことは確認できるとしても、行政当局の行った調査において実際にどの程度、どのような民族差別的な行為があったかはなお十分に明らかにされたとは言い難い。

このような問題点は、研究の手法や史料の扱い方もかかわる。この論文では、左派系民族団体による記録が意味すること、その背景にあることを十分に検討しないままに、単純に引用して論述を行っている部分が目立つことも問題である。研究対象となる社会集団や組織の内部の論理や主張がどのようなものであるかをいったん理解することは研究という作業において欠かせないとしても、そのうえで、そこからいったん離れて、研究対象の論理や主張の背景を考察し、その妥当性を時に批判的に検討することもまた必要不可欠である。これとともに、単に研究対象の動向についての事実の再構成にとどまっており、それをもとにして普遍的に通じる分析を導き出す努力も不足している。

このほか、論文で用いる概念の整理が厳密性を欠いている点、北朝鮮集団帰国事業をめぐる先行研究の理解が十分でなく、それに対する筆者の批判が意味するところも明確ではないことについても、審査委員からの指摘があった。

以上のような欠点を持つものの、それらは今後、修正・克服していくことは可能である。よって、本審査委員会は、本論文の査読および口述試験の結果により本論文提出者が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定した。

海野（山崎）典子

Under Crescent and Full Moons

—— Contradiction and Coherence of Muslims in Beijing 1906-1913 ——

課程博士（学術）博総合第1499号（平成29年2月27日授与）

審査委員会委員 東京大学教授 村田雄二郎（主査）、同教授 杉田英明、

同准教授 杉山清彦、同准教授 吉澤誠一郎、中央大学教授 新免 康

本論文“Under Crescent and Full Moons: Contradiction and Coherence of Muslims in Beijing 1906-1913”（「新月と満月の下で：北京のムスリムの矛盾と一貫性 1906-1913」）は、20 世紀初頭の北京に暮らした、今日「回族」に区分されるマイノリティ集団を「漢語を話すムスリム (Chinese speaking Muslims)」と定位し、その自他認識や日常実践を、「矛盾しているようでいて、本人たちにとっては首尾一貫した (contradictory yet coherent)」との観点から捉え直そうとするものである。表題の「新月」とはイスラームを、また「満月」とは中国文化を象徴する語として用いられる。また、「矛盾」とは、「漢語を話すムスリム」の自他認識のありようが必ずしも「民族」や「宗教」に集約されるものではなく、日常生活におけるかれらの実践が、「愛国」や「敬虔」といった価値に収斂するわけではない、複雑で曖昧な性格を帯びていたことを指す。

論文は英文で書かれ、序章、本論 6 章、終章からなる。巻末には、附録としてアブデュルレシト・イブラヒム『イスラーム世界』の目次、および参考文献一覧を付す。本文は A4 判で全 288 頁あり、附録・参考文献を含めると総 311 頁になる。

筆者はまず序章で、「漢語を話すムスリム」の近代移行期における経験をめぐって、宗教的な「敬虔」さや政治的「愛国」を強調してきた先行研究を批判的に総括し、そのイスラーム実践において「回」という表象には、民族か宗教かの二項対立の図式には収まらない曖昧で流動的な領域があったことを指摘する。そして、これまでの歴史叙述で使われてきたエスニシティ・宗教・アイデンティティといった概念を再検討し、その上で各時期にあらわれる「回」意識の性格を具体的に考察しなければならないとの問題提起を行う。

第 1 章「歴史のなかの北京のムスリム (Locating Beijing Muslims in a Historical Context)」では、本論文が主要な史料とする新聞『正宗愛国報』が創刊された清末の時期、北京の牛街モスクのアホン（宗教指導者）であった王寛がマッカ巡礼の途上で同時代のイスラーム改革運動に刺激を受けて社会改革にとりかかり、当地のムスリム社会が近代に向けて変容してゆく過程が、歴史的文脈を踏まえつつ叙述される。筆者は、当時北京を訪れたタタール人ムスリム、アブデュルレシト・イブラヒムの旅行記や日本の軍人が残した書簡なども用いつつ、北京のムスリムの生活や風俗の実相を内と外の視点から活写する。

第 2 章「民族と宗教の交渉 (Negotiating *Minzu* and *Zongjiao*)」は、日本経由で清末中国に入った「民族」「宗教」の新語が、ムスリム・エリートによって受容され、辛亥革命に提唱された「五族共和」スローガンとも呼応しつつ、かれらの自己認識やイスラーム実践の枠組みを提供した経緯を検討する。当時のムスリム・エリートや在日ムスリム留学生は、漢語を話す「回」を必ずしも「民族」とは考えず、宗教こそ異なれ「漢」の一員であると主張した。これは、中国共産党によって「回」が「漢」とは区別される一つの民族だと識別される後年の状況とは異なるものであるが、王寛が新疆のテュルク系ムスリムを含めて「回」とし、政府の辺疆政策にも関与しようとしたことが物語るように、当時の「漢」「回」関係に対する認識や「民族」概念は、曖昧で流動的なものであった。

第 3 章「教育改革、改革派と保守派、オスマン帝国・ロシア帝国 (Educational Reform, Reformists and Conservatives, and the Ottoman and Russian Empires)」は、中東から帰った王寛らが、ロシア帝国のジャディード（新式知識人）やオスマン帝国スルタンのアブデュルハ

ミト2世が中国に派遣したムスリムなどの影響を受けて、近代的な科学知識や実学を教授する教育改革に取り組んだことを指摘する。王寛らはムスリムの経済問題の解決のために、実学重視の教育を推進しようとしたが、伝統的なイスラーム教育（経堂教育）にこだわる保守派からは攻撃され、改革派エリートのなかにも、オスマン帝国への否定的なイメージから王寛の改革案に賛同しないアホンもあり、近代的な教育改革はさまざまな抵抗や遷延に逢着した。

第4章「信仰のための辮髪切除、面子のための辮髪維持 (Cutting off the Queue for Faith, Preserving the Queue for Face)」は、辛亥革命をはさんで中国社会に波及した辮髪切除の動きが北京のムスリムにどのように受けとめられたのかを考察する。多くの改革派アホンは辮髪をそもそも反イスラーム的だと見なし、進んで辮髪を剪った。だが、辮髪切除は「国粹」に反するという理由からそうした動きに反対する人々もあり、さらに保守的な上の世代からの批判をおそれて、辮髪切除に慎重な態度をとるアホンもいた。こうした状況が示すように、当時のムスリム社会は「辮髪切除」と同一視されていた「愛国」の意義に完全に同調していたわけではなく、辮髪切除をめぐる分断にはむしろ世代的な要因が強くはたらいた。

第5章「伝承、移住の記憶、そして血統 (Legends, Migration Memories, and Bloodline)」では、中国ムスリムの出自や起源をめぐる記憶の問題が民間伝承にそくして扱われる。史料となるのが、ムハンマドの教友ワッカースの手でイスラームが中国にもたらされたことを伝える『回回原来』『西来宗譜』という二冊の書であり、中国各地のムスリム社会では、こうした民間伝承は真実の「歴史」として解釈され、「回」独自の歴史意識を育んできた。さらに、「漢語を話すムスリム」が「西域」出身であることは、1930年代になって「回」が一つの民族であることの根拠とされたように、「西来」の「歴史」が「漢語を話すムスリム」にとって、マイノリティとしての誇りや一体感を担保するのに重要な役割を果たした、と筆者は指摘する。

第6章「ハラール問題と清真意識 (Halal Problems and Qingzhen Consciousness)」は、歴史上しばしば「回」と「漢」の摩擦や衝突の原因となってきた食習慣の問題を扱う。『正宗愛国報』では食習慣をめぐる問題に関して、「回教人」の衛生観念の優位を主張する記事が多く掲載された。さらに、非ムスリム中国人を意味する「漢教人」「仏教人」に対しては、偽ハラール食品の取締りをはたらきかけたり、ハラール問題でいがみ合う双方に自制を求めたりする記事も見られた。「回」が民族であることを否定する北京のムスリム・エリートのこうした姿勢は、「回」と「漢」の境界線が、主に食習慣の差異を通じて維持、強化されたことを物語る。

終章では、以上の各章の内容が総括され、20世紀初頭の北京のムスリム社会では、イスラームの教義に反するような「矛盾」したかのごとき生活実践の諸事例が見られるが、アンビバレントに見えるムスリムの言動も、イスラーム社会の存続と安定への願い、さらには「体裁」「名誉」「誇り」の維持という、かれらなりに一貫した論理に貫かれていたとの結論が導かれる。

以上のような構成と内容をそなえる本論文に対して、審査委員会は中国ムスリム社会史の研究に新たな視界を切り拓く、水準の高い力作だとの点で意見の一致を見た。論文の長所として指摘されたのは、以下の3点である。

第一に、従来の研究では、史料の制約もあって、顧みられることの少なかった20世紀初頭における「漢語を話すムスリム」の自他認識のありようを、豊富な史料と一貫した論理で、見事に描き出したことである。筆者は『正宗愛国報』などの漢語一次史料を多く発掘・利用した

のみならず、中央アジアで広く読まれていたテュルク語の新聞・雑誌、アブデュルレシト・イブラヒム『イスラーム世界』など、従来の中国イスラーム史研究では扱われることのなかった文献を広く渉猟し、北京のイスラーム社会の状況やアホンラムスリム・エリートの活動実態をはじめ明らかにした。清末民初の北京という限られた時空から、中国ムスリムの長い歴史、および中国近現代史全体を照射し、的確な位置づけを与えたことは、本論文が学术界に果たした特筆すべき貢献だと言える。

第二に、民族や宗教など、中国ムスリム研究をめぐる既存の枠組みや二項対立の図式に疑問を呈し、流動的でアンビバレントに見えるかれらの意識や実践のありようを豊富な事例によって呈示したことである。中国ムスリムを語る際の常套句とされてきた「敬虔」と「愛国」、「宗教」と「民族」、というわかりやすい図式は、ムスリムの近代的改革運動の実態にそくして見た場合、歴史の細部やダイナミズムを説明する上で十全とは言い難い。むしろ、「矛盾しているようでいて、本人たちにとっては首尾一貫していた」という観点から、北京のムスリムの生活習慣や改革実践を捉え直そうとする筆者のアプローチは、本論文での活き活きとした歴史叙述を可能にし、先行研究への的を射た批判となっている。「回」意識が曖昧で流動的なものであっただけでなく、「漢」概念ですら一つのブラックボックスであるという筆者の指摘は、歴史叙述におけるエスニシティやアイデンティティ概念の再考を促すばかりか、マイノリティ集団の文化変容を「漢化 (Sinicization)」と結びつけて解釈してきた既往の研究視座に対する理論的な批判となりえるだろう。

第三に、新疆のテュルク系ムスリム地域、ロシア領中央アジア、トルコなどユーラシアのムスリム諸地域、さらに日本といったユーラシアへの広域的な視点に基づいた考察がなされていることである。本論文はユーラシア諸地域との関係性（移動・交流）の文脈において、当時の北京のムスリムの状況を位置づけようという明確な志向性に裏打ちされている。それは、タタール語や中央アジア・テュルク語（チャガタイ語）史料の本格的な利用という点にもあらわれている。19 世紀-20 世紀における「漢語を話すムスリム」とロシア領や新疆などのテュルク系ムスリムとの具体的な関係性については、既往の研究で本格的に論じられたことはほとんどなく、本論文でその重要な局面が明らかにされたことは、学術上の大きな貢献に数えられる。

そのほか、流麗かつ明晰な英文で本論文が執筆されたことも、審査委員が高く評価した点である。博士論文執筆の時点から、自らの研究成果を広く国際的な場に発信しようと努力する筆者の姿勢は多とすべきである。

もちろん、本論文に若干の欠点や不足がないわけではない。審査委員会では、タイトルに掲げられた時期区分がいかなる根拠で画期性を持つのか十分に説明されていない、との指摘がなされた。それと関連して、第 3 章から第 6 章のテーマ選択がやや恣意的ではないかとの疑問も呈された。また、エスニシティ概念の有効性に慎重なスタンスを示すのであれば、「満」など「回」と共通した要素を持つ他のマイノリティにも射程を広げた議論がなされるべきである、との意見も出された。とはいえ、以上述べたような短所は、本論文の学術的な価値を損なうものではない。

総括するに、本論文の達成が中国ムスリム史研究、中国近現代史研究に大きな貢献をもたらしたことは疑いない。したがって、本審査委員会は一致して博士（学術）の学位を授与するの

にふさわしい論文と認定した。

高賢来

1950年代における韓国経済発展の初期条件の形成  
—— アイゼンハワー政権の同盟国に対する経済開発重視政策と米韓関係 ——

課程博士(学術)博総合第1498号(平成29年2月27日授与)  
審査委員会委員 東京大学教授 木宮正史(主査), 同教授 西崎文子,  
同教授 外村 大, 同教授 月脚達彦, 早稲田大学教授 李鍾元

本論文「1950年代における韓国経済発展の初期条件の形成：アイゼンハワー政権の同盟国に対する経済開発重視政策と米韓関係」は、1960年代以降本格化する韓国の経済発展を可能にした国家主導型の輸出指向工業化という政策の初期条件が1950年代にどのように形成されたのかを、米韓関係と韓国の政治経済の展開に焦点を当てて分析したものである。本論文が念頭に置く先行研究は、以下の3つである。第1に、1950年代における米韓関係史研究である。韓国の経済政策をめぐる米韓の協調と摩擦に関する先行研究の理解を実証的に乗り越え、新たな解釈を提示する。第2に、アイゼンハワー政権期の米国外交史研究である。韓国や台湾の事例を分析対象にすることで、アイゼンハワー外交に関する通説への修正を試みる。第3に韓国の経済発展に関する政治経済学的な研究成果である。この分野には膨大な研究蓄積があるが、国家主導型の輸出指向工業化がなぜ選択されたのかを、その当事者である朴正熙政権だけに求めるのではなく、その初期条件を準備した李承晩政権の役割にも注目することで、新たな知見を加えようとする。以上のように、本論文は、韓国の経済政策を直接の事例とするが、韓国研究にとどまらず、外交史研究や開発研究にも貢献しようとする非常に野心的な試みである。

第1章において、先行研究に対する詳細な検討を行い、本論文の問題意識と分析対象を明確にする。第2章「朝鮮戦争後米国の対外経済政策と李承晩政権の自立型経済建設」では、朝鮮戦争の停戦以後の米国アイゼンハワー政権の新たな政策基調と、それに対する韓国李承晩政権の抵抗に焦点を当てる。米国にとって同盟国に対する共産主義の脅威が軍事的なものから政治・経済的なものへと変化する中、米国は開発途上国に対して、長期的な視野のもとで経済開発へと資源を動員する開発主義に基づく政策を掲げ、輸出を増大させ貿易を活発にすることで米国の対外援助の負担を軽減するとともに、それによって共産主義陣営との経済競争における優位の確保を目指した。しかし、李承晩は日本を中心とする東アジア国際分業体制に編入されることになってしまおうとして、それを拒否し、農業、軽工業、重工業といった国家経済に必要なすべての産業を備えた上で国際収支を均衡させるというフルセット型の自立型経済の建設を目指した。その結果、米国の開発主義的政策は韓国では実施され難かった。

第3章「1956年大統領選挙と経済発展の模索」では、米韓関係の第1の画期になった1956年の韓国大統領選挙に焦点を当て、韓国の経済開発をめぐる米韓の協調可能性が開かれるようになった点に注目する。韓国における正副大統領選挙で野党が躍進し、韓国が親共産主義化す

ることを未然に防止するためにも、現地の米国当局者が本国政府に韓国の経済開発の必要性を建言した。そして、米韓政府間で長期経済開発計画の作成、国策金融機関の創設、労働集約型工業製品の輸出への取り組みなど、従来にはない新たな試みが行われた。しかし、輸出増大のために必要な為替改革に関しては韓国側の抵抗が根強く実施に移されることはなかったし、長期経済開発計画に関してもその萌芽が現れた程度のものであった。ただでさえ不安定な韓国政治が、本格的な経済開発のために必要な諸改革に伴う経済的な不安定によって、さらに悪化することへの危惧を米韓双方が共有しており、それよりは経済の安定に重点を置いた既存の政策を継続した方が無難であると考えたからである。

第 4 章「韓国における政治的混乱と経済的小康状態」では、1958 年の韓国総選挙での野党の勢力増大に起因して韓国政治は混迷度を深めることになったが、前の段階で成立した経済開発に関する米韓合意の実施が停滞した過程を明らかにする。米国政府は、総選挙結果を韓国が政治的安定に向かう可能性を示したものとして受け止めたため、暫定的に従来の経済安定重視政策を継続する方がよいと判断した。韓国でも、選挙結果を受けて、与党内強硬派の勢力が増大することで与野党間の対立はより一層先鋭化していくことになる。したがって、米韓ともに、本格的な経済開発に向けた諸改革に取り組むというよりも経済の現状維持を図りつつ、その中で韓国の政治闘争が激化する状況に取り組むという選択に迫られたのである。

第 5 章「李承晩政権末期の混乱と経済開発の模索」では、1958 年の総選挙以後、米国が期待するような与野党間の妥協が進むのではなく、与党内の強硬派の擡頭による政治的混乱に拍車がかかる中、援助の効率的利用を迫る米国議会からの強い要請に起因して、平価切り下げ協議やドレイパーの訪韓が実施され、それまで遅々として進まなかった為替改革、輸出振興政策、長期経済開発計画に可視的な成果が収められるようになった過程を分析する。長期経済開発計画と輸出振興政策の内容に齟齬が見られるなど、そうした改革は道半ばのものであり、そうした渦中で、韓国の政治的混乱はついに、61 年 4 月革命による李承晩政権の打倒へと向かった。

第 6 章「4 月革命と米国の対韓政策」では、1960 年 3・15 正副大統領選挙における不正選挙への抗議が李承晩政権打倒と内閣責任制に基づく民主党政権の成立へと発展する中、韓国に対する米国の経済開発重視政策がより一層積極化し、韓国の新政権がそれを本格的に受容することで、為替改革や長期経済開発計画において可視的な成果が収められる過程を分析する。韓国の政治的不安定に起因して実行され難かった諸政策の本格的実施を、本国政府の支持を得て米国の駐ソウル機関が韓国政府に実行を迫ったのである。

第 7 章「アイゼンハワー政権の台湾に対する経済開発重視政策」は、本論文の補論的な位置づけになるものであるが、アイゼンハワー政権の韓国に対する経済開発重視政策が、その構想段階から本格的実施段階に至るまでかなりの時間を要したことを踏まえ、なぜそうなったのかを、同じような政策実施が試みられ、しかも、早期に順調に実施された台湾の事例との比較を通して分析する。そして、韓国が経済的に発展しないことが自国の冷戦戦略や安全保障に深刻な悪影響を与えるという米国の脅威認識が 60 年の 4 月革命まで希薄だったこと、実行しようとした諸政策に対して自立型経済を志向する李承晩政権の抵抗に遭ったことを指摘した。

最後に結論部分では、本論文の新たな知見を、米韓関係史、米国外交史、政治経済学の 3 つの領域において整理をした。以上のように、本論文は、朝鮮戦争以後 1950 年代の韓国の経済

開発をめぐる米韓関係と韓国国内政治の連携に焦点を当てた研究であるが、それを通して、従来、経済発展の実績が良好なものではなかったうえに、政経癒着によって腐敗しているというイメージばかりが先行し、本格的な研究対象とはされてこなかった李承晩政権期の経済開発政策を初めて本格的な実証研究の俎上に載せたという意味で、韓国現代史研究において画期的な位置づけを付与されるものである。日本のみならず米韓における先行研究を徹底して渉猟し検討した研究成果である。そのうえで、以下の4点にわたり、筆者自身の自己評価を踏まえながら、本論文の学術的な意義を述べる。

第1に米韓関係史への貢献である。1950年代のアイゼンハワー政権と李承晩政権の組み合わせ、60年代のケネディ政権と朴正熙政権という組み合わせという断絶のために、この両方を視野に収めた先行研究はほぼ皆無であった。それに対して、筆者は李承晩政権と張勉政権期の経済開発政策を綿密に分析することによって、61年以後に成果が現れる経済開発政策の相当部分が既に米韓両国の協議などを通して準備されたことを明らかにした。しかも、米国の勧告を韓国が素直に受け入れたということだけではなく、米国の開発主義政策に内在する脅威認識や韓国の国家資本主義に依拠した抵抗なども含めたダイナミックな政治力学を明らかにしている。このようにして、50年代と60年代との断絶史観が依然として支配的な米韓関係史研究に重要な一石を投じた。今後のこの分野における研究にとって必ず参照されるべき先行研究になりうると高く評価される。

第2に米国外交史への貢献である。元来、アイゼンハワー政権は被援助国の経済開発にはそれほど熱心ではなかったというイメージがあったが、それは近年の研究によって修正され、対外援助の負担を軽減するためにも、経済を発展させ輸出を増大させる必要があるということで経済開発にも熱心に取り組むようになったことが知られている。本論文は、それを韓国や台湾の事例を通してさらに補強することに貢献した。但し、韓国の事例は、アイゼンハワー政権の援助政策が内包する二重性をもあぶり出すものであった。ワシントン本国と出先との認識の乖離や米国にとっての脅威認識の変化などが影響を及ぼした。一方で韓国の国家主導型の輸出指向工業化に必要な種々の政策や制度を準備する側面もあったが、他方で李承晩政権が担う国家資本主義的な工業化の方向とは相容れなかったり、韓国の不安定な政治状況に及ぼす改革の負の影響などを考慮したりして、結果的には改革が遅々として進まなかったことも指摘している。

第3にアジア NIES の経済発展の動因をさぐる政治経済学的な研究への貢献である。先行研究の多くは、政治が変わったことによって経済政策の内容や執行方法が変わったという説明に帰着するが、本論文は、一次史料を丹念に分析した実証研究を土台として、そうした説明の有効性と限界を明らかにしている。広義の経済政策に関して、為替改革、輸出促進政策に焦点を当て、制度に関しては金融、外資導入、官僚機構と長期経済開発計画作成、財閥に焦点を当てるが、それぞれにおいて、自律性を持った国家がそれを利用して政策を選択し執行するというのではなく、米韓間において、そして韓国国内において、それぞれの政策をめぐってどのような政治力学が働いたのかを綿密に分析することによって、上記の「国家自律性」による説明に重要な修正を迫っている。

第4に、筆者自身はそれほど自覚していないが、李承晩期の韓国政治史研究への重要な貢献である。1950年代の韓国政治史については、同時代的な分析は散見されるが、60年代以降の

研究成果に比べると相対的に手薄な状況である。この背景には、50年代は停滞と腐敗の時期であり、あまり見るべき成果もなかったというイメージが存在する。しかし、近年、李承晩再評価論と相俟って50年代に対する関心が高まっている。にもかかわらず、この時代に関する体系的な政治史研究はほとんどない。そうした中で本論文は、先行研究のみならず、米韓関係や韓国の政治経済に関する一次史料を発掘し読み込むことによって、50年代の韓国政治史研究としても十分に読み応えのある示唆に富む解釈を提示する。

しかし、本論文には、いくつかの弱点もしくは課題も指摘される。

第1に、本論文の問題意識である、米韓関係における1950年代と60年代との断絶と連続性を論じることの意味をもっと掘り下げる必要があるという点である。韓国現代史において、50年代と60年代との関係は常に議論的であった。50年代は経済停滞、60年代は経済発展という断絶史観が支配的であったが、近年、李承晩政権に対する再評価と共に、60年代の発展の条件が50年代に準備されたという解釈が提示されるようになってきている。本論文は、先行研究におけるこうした問題設定のうえに両者の関係性を論じたものであるが、断絶と連続とを折衷的に論じるのではなく、それぞれの歴史解釈が韓国現代史理解や経済開発の政治的条件などの問題にどのような意味を持つのかまで発展させて考えたら、論文の射程がもっと広がるのではないかと指摘された。

第2に、本論文で主要概念として使用されている「開発」を、関連する諸主体が使用しているが、それぞれが使用する意味がどのような点で異なっているのかを踏まえたうえで分析する必要があるのではないかと指摘された。そうした分析を通して、韓国の経済開発をめぐる米韓関係をさらに含意に富んだものとして理解することが可能となるからである。

第3に、台湾と韓国の比較を試み、台湾の成功と韓国の停滞が論じられているが、その説明は多分に単純で一面的ではないかと批判された。分析を50年代後半の一時期に限定するのではなく、日本の植民地期までを含めて比較することによって、初めてアジア NIES の政治経済学的な分析に対して新たな知見を提示しうるからである。

このような点には、なお議論を深める余地は認められるものの、これらの点は本研究の価値と学界への貢献を減ずるものでは決してない。したがって、本審査委員会は、本論文提出者が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。

近藤則夫

現代インド政治 多様化の中の民主主義

論文博士（学術）博総合第18187号（平成28年7月27日授与）  
審査委員会委員 東京大学准教授 井坂理徳（主査）、同教授 名和克郎、  
同教授 田辺明生、同准教授 田原史起、京都大学教授 中溝和弥

「現代インド政治 多義性の中の民主主義」と題する本論文は、1947年の独立から2000年代



にいたるまでのインドの民主主義体制の構造変化を追いながら、その安定性をいかに理解すべきかを明らかにしたものである。貧困問題や様々な分裂要因を抱えるインドが、選挙、議会、司法などの民主主義の諸制度を中心とした政治のあり方を維持してきたことは、欧米の民主主義に関する「一般論」の観点からは「例外」と見なされてきた。本論文は、インド特有の状況や要因を深く分析することで、従来の議論では十分に説明することのできなかつたインド民主主義の柔軟性や頑健性を解き明かすことを目的としている。

本論文は序章、終章を除き8章から構成され、これらの章は3編に分けられている。まず序章では、上述のような問題意識を明らかにしたうえで、「民主主義体制」という概念を説明し、インド民主主義体制の基本的統治構造を示している。さらに、インドにおいてこの体制が制度として確立しているのみならず、最低限の民主主義的価値も実現されていることを確認したうえで、そのような状況を支えている重要な要素として選挙制度と政党を挙げている。

つづく第I編「政党システムの変容」(第1章-第3章)では、独立から2000年代までの政党政治の展開が、ポリティカル・エコノミーを中心に、同時代の政治的事件や宗派・カーストなどの社会変動も組み込みながら論じられている。まず第1章では、独立後から1960年代中ごろまでのインド国民会議派政権が、「一党優位体制」モデルを用いて分析されている。そこにみられるのは、社会の既得権益層からの制約や会議派内部での勢力均衡などの制約が政権に対して働いている状況であり、このことが政党システムに安定性を与え、議会制民主主義体制の定着に寄与することとなった。第2章では、1967年から非常事態体制が終わるまでの時代、すなわち民主主義体制の「危機の10年」間に焦点が当てられる。経済開発の失敗、社会主義的政策の強化、さらに経済危機という流れは、政治危機を引き起こし、1975年の「非常事態宣言」の発動へとつながるものの、政党政治はすでに社会に広く定着しており、自由が回復されるとともに会議派への反動となって現れた。この危機をくぐり抜けることで、政党政治の自律性はさらに安定化することになる。第3章では、1980年代から2000年代までの政治システムの変遷が論じられる。この時期は経済の構造改革が推進される一方で、人々の政治意識の流動化や野党の結集による政治競争の激化が起り、エスニック問題が深刻化した。この流れのなかで、連合政治が常態化するが、連合を維持するためにはその中心となる会議派やインド人民党が一定の制約のもとにおかれることになるため、それがまさに復元力となることで民主主義体制にバランスがもたらされたのである。

第II編「政治意識の変化と民主主義体制」(第4章-第6章)は、連邦下院選挙データや世論調査データの統計的分析をもとに、政党システムの変動がどのような社会経済の構造変動によって引き起こされているのか、さらに、民主主義制度を人々がどのように捉えているのかについて、マクロな視点から考察している。まず第4章では、選挙の投票率に焦点が当てられ、政治参加と社会経済構造、政治参加と州政治の多様化との関係が分析される。この分析の結果、社会経済発展が選挙参加に与える影響が徐々に低下した一方で、州レベルの政治状況がより重要になったことが明らかにされている。第5章は、経済や社会の状況が有権者の投票先の選択にどのような影響を与えるのかを、会議派に焦点を当てて分析している。ここでは、1970年代以降、経済実績が悪い場合には与党会議派を「罰する」という傾向が顕著に表れていることや、1980年代以降、大規模なコミューナル暴動が起きた場合には、同じように会議派を「罰する」傾

向がみられることが指摘されている。これらは会議派凋落の大きな原因となり、1990 年代以降に多党化というかたちで政党システム全体の流動化を引き起こすこととなった。第 6 章では、人々の間での民主主義体制に対する基本的な信頼＝「トラスト」と政治社会の関係が、世論調査データの統計分析を通じて考察される。その分析結果からは、人々の認識構造において、「社会的トラスト」や「社会不安定感」などの社会に対する認識と、「政治体制へのトラスト」に代表される政治体制に関する認識とが分離されているという特徴が明らかになる。

第Ⅲ編「民主主義における多義性の中の調和」（第 7 章-第 8 章）は、社会の多義性を反映した民主主義体制が、大規模な暴力的混乱によって多数派の専制へと歪められる可能性について検討している。これとあわせて、多民族・多階層に属する人々の共存のための制度として、連邦制についての検討も行われている。第 7 章では、異なる暴動の事例を取り上げ、「暴動を組織する側の組織化のレベル」および「州政府の暴動を抑制する意志」の 2 つの変数の重要性が明らかにされている。そのうえで、ヒンドゥー・ナショナリズムが地域を超えて広がることは、州レベルの多様な制約や反作用のために難しいことが指摘されている。第 8 章では、インドの州をひとつのネーションと捉え、複数のネーションが一つの民主主義国家に包摂されている体制を「ステート・ネーションズ」とする概念を用いながら、連邦制が民族的、エスニック的な多様性を保障しつつ、同時に共存を保障するための制度であることが論じられている。インドにおける中央と州の関係は、中央の介入により不安定化した時期もあったが、1990 年代以降は、会議派・反会議派の政治対立の構図から分離され、インド主要部では協調的連邦制が定着していく。

終章では、以上のような本書の内容をまとめたうえで、インドの民主主義体制が「政治の自律性」や「復元能力」をもち、柔軟性と頑健性を備えていることが論じられている。その背景として挙げられているのは、民主主義制度に対する人々の信頼感と、政党システムの柔軟性、適応能力の高さである。筆者はこうした状況を成立させているのは、まさにインドの民族・エスニック的、あるいは地域的な政治社会の多様性と、それに伴う政治の流動性であると述べたうえで、インドでは真の意味で固定的な「多数派の専制」は成立しないとの見解を示している。

以上が本論文の概要であるが、その特筆すべき長所には以下の 3 点が挙げられる。

第一は、独立から 2000 年代にいたるまでの長い期間について、全インドという広い範囲を対象として分析しながら、民主主義体制の構造変化を鮮やかに、かつ実証的に描き出した点である。これほどの広範な研究対象を扱いながらも、細部にわたり慎重に議論を進め、インド民主主義体制の柔軟性や頑健性を解明した本研究は、今後、インド政治の研究を志す人々にとっての必読文献として長く位置づけられるものと思われる。

第二は、連邦下院選挙データなどの統計的分析に基づき、政党システムの変動と社会経済の構造変動との関連や、民主主義体制に対する人々の信頼感を、数字というかたちで実証的に明らかにしたことである。特定の地域や時代を扱う事例研究のなかでは見えにくい全インド・レベルでの長期的な変化を、膨大なデータと複雑な統計分析をもとに浮き彫りにする過程は、筆者ならではの功績として審査委員たちから高く評価された。

第三は、国家の分裂要因として捉えられてきた民族的、エスニック的多様性や地域的な政治社会の多様性こそが、インドの民主主義の柔軟性や頑健性を成立させているとの論点を本論文

が提示したことである。欧米の民主主義研究との比較も意識しながら、インド民主主義体制の特徴を明らかにした本研究は、南アジア地域研究という枠組みのみならず、比較政治学の分野においても重要な学術的貢献をなすものと思われる。

以上のように本論文は審査委員たちからいずれも高い評価を受けたが、同時に若干の疑問や指摘も寄せられた。例えば、選挙データや世論調査データに基づく実証的分析が評価される一方で、その分析結果の解釈をめぐっては、いくつかの点で現地調査などから得られる印象とは異なることが指摘された。また、これらの分析のなかでカーストに関する観点が十分に組み込まれていない点も指摘された。この他に、多様性が民主主義を支えているという論点からさらに踏み込んで、様々な人々からの要求に対応しながら、インド民主主義がいかに多元的發展をとってきたのかを考察する可能性や、本論文で主に論じられた宗派や地域ごとの「多様性」以外に、カースト、ジェンダーその他の側面からも「多様性」を論じうる可能性などが指摘された。

しかしながら、これらの点はいずれも、本論文の学術的意義や質の高さを損なうものではないことが、審査委員全員によって確認された。以上を総合的に判断し、本審査委員会は全員一致で、本論文が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。

#### 範麗雅

#### 南京国民政府の文化外交と『中国評論週報』グループ知識人の英文執筆活動 ——「ロンドンにおける中国芸術国際展覧会」（1935-36）の開催をめぐって——

論文博士（学術）博総合第18224号（平成28年11月24日授与）  
審査委員会委員 東京大学教授、村田雄二郎（主査）、同教授 アルヴィ宮本なほ子、  
同教授 齋藤希史、同教授 菅原克也、国際日本文化研究センター教授 稲賀繁美

本論文「南京国民政府の文化外交と『中国評論週報』グループ知識人の英文執筆活動：「ロンドンにおける中国芸術国際展覧会」（1935-36）の開催をめぐって」は、1935-36年にロンドンで開催された「中国芸術国際展覧会」（以下「ロンドン展」と称する）をめぐり政治的・文化的背景を明らかにし、それが中国芸術への新たな国際的関心の高まりと中国文明理解を促す著述の出版ブームをもたらしたことを、英語・中国語・日本語にまたがる多くの文献資料にもとづき論じたものである。筆者がとりわけ注目するのは、中華民国南京政府が国際的地位の向上を目的として打ち出した一連の文化外交政策であり、ロンドン展の開催に前後して出版された中国人作家による多くの中国芸術・文明論の著述である。

本論文は、第Ⅰ部「「ロンドン」展の開催と日・欧知識人の中国芸術文化に関する言説」、第Ⅱ部「「ロンドン展」の開催と近代中国知識人」、第Ⅲ部「林語堂の「中国」とパール・バック夫妻」の三部、全10章から構成され、序章・終章をあわせた全12章の文字数は約876,000字（A4判562頁。原稿用紙400字詰め換算で約2,190枚）になる。このほかに「主要参考文献」が

34 頁あり、附録として「資料集」22 頁、「図版集」44 頁、「図版 典拠一覧」15 頁、「「ロンドン展」開催中に行われた講演会」6 頁、「渡米前の林語堂英文著述一覧表」12 頁、「渡米前の林語堂の講演一覧表」2 頁、を収める。

以下、本論の内容を章ごとに概観する。

第 I 部では、ロンドン展の舞台となったイギリスの東洋学界や文学界・芸術界の動向が、主に 20 世紀初期に刊行された欧米人や日本人学者による著述をもとに考察される。第 1 章「「ロンドン展」と日・欧米の芸術界・メディア界・東洋学界」は、ロンドン展の開催を契機に欧米の東洋学界や芸術界で、中国の伝統芸術・文化に対する関心や評価がいかに高まったかを、イギリスの主要な新聞記事や雑誌論文を通して明らかにする。筆者は、ロンドン展開催まで、イギリス人による中国芸術品の蒐集・展示・研究には、日本人の価値観や美意識が強く作用し、中国本国における作品評価とは多くの相違点があったという。続く第 2 章「ローレンス・ビニヨンとアーサー・ウェイリー —— 「ロンドン展」開催前後の講演・著述活動を中心に」と第 3 章「「西洋の眼」と「日本の眼」—— ビニヨンの中国絵画理解と日本」では、ロンドン展の表舞台で活躍した詩人・芸術評論家ローレンス・ビニヨン (Laurence Binyon) と、同展を裏で支えた東洋古典の翻訳家アーサー・ウェイリー (Arthur Waley) の評論や翻訳作品に照明をあて、彼らの中国芸術・文化論の形成に「日本の眼」が決定的な影響を及ぼしたことを指摘する。

第 II 部では、中国の外交官や劇作家・芸術家の視点から、ロンドン展開催の歴史的・文化的意義が検証される。第 4 章「「ロンドン展」と英国滞在中の中国人外交官 —— 郭泰祺と鄭天錫」は、二人の駐英中国大使を取り上げ、彼らの積極的な外交活動が本国政府の対外文化政策の一環となって、ロンドン展の成功を導いたことを跡づける。また第 5 章「「ロンドン展」とイギリスで活躍する中国文化人 —— 劇作家熊式一と書画家蔣彝」は、イギリス滞在中にロンドン展を体験した中国人劇作家や画家による一連の文学・芸術活動について、関係者の回想録や当時の新聞記事をもとにして、ロンドン展との関わりを軸に現地での反響を具体的に考察する。ここで筆者が注目する媒体が、中国で刊行された英文誌『中国評論週報』*The China Critic* と『天下』*T'ian Hsia Monthly* の二誌である。第 6 章「「ロンドン展」と国内の知識界 —— 孫科、蔡元培と『中国評論週報』グループ」は、ロンドン展の中国側立役者である蔡元培や孫科の動向に着目し、彼らの活動を側面から支えた『中国評論週報』グループ知識人による執筆活動の意義を論じる。

第 III 部では、『中国評論週報』グループの中心人物であった林語堂がロンドン展開催前後に展開した創作・評論活動が取り上げられる。第 7 章「渡米前の林語堂とバック夫妻 —— 『中国評論週報』での交流と『吾国与吾民』の出版」は、渡米前の林の『中国評論週報』での執筆活動やパール・バック (Pearl Buck) との出会いが、「文明化された中国像」を描く *My Country and My People* (『吾国与吾民』) の出版を導くなど、後に彼が英語圏で作家として名を成す上での基盤を形成したことを明らかにする。第 8 章「渡米後の林語堂とバック夫妻 —— 『アジア』、ジョン・ディ社、「東西協会」との関わり」は、渡米後の林語堂がバック夫妻の主宰するさまざまな文化的・社会的な活動に参加し、またそれが *The Importance of Living* (『生活の芸術』) などベストセラーの出版につながっていった経緯を論じる。さらに第 9 章「著述に表れた性霊・ユーモア・閑適 —— 『生活の芸術』を中心に」では、林に世界的名声をもたらした *The Importance*

of Living に対する欧米世界での代表的な書評を読み解きながら、第二次世界大戦中に英語圏の読者がこの書物を歓迎した理由とその背景を探る。第10章『北京好日』に描かれた「中国」は、林の長編英語小説 *Moment in Peking* (『北京好日』) を取り上げ、彼がいかにして中国文明の全体像を小説特有の手法に抛りながら、絵巻物のように欧米の読者に提示したのかを検証する。そして終章では、研究の意義と課題が述べられ、論文の結びとなる。

以上のような構成と内容をそなえる本論文に対し、審査委員会はロンドン展開催についての外交史・学芸史・文学史・美術史にまたがる総合的研究としてきわめて高い水準に達していることを確認した上で、特に次のように論文の意義を高く評価した。

まず、文化外交の視点から、ロンドン展の開催が中英両国の多くの外交官や文化人・知識人の協力により実現に至った経緯を実証的に解明したことである。従来の歴史研究では、近代中国における文化財の保護や展示をめぐる政策や制度の研究はなされてきたものの、欧米における中国美術史研究の文脈を踏まえて、この時期の中国の文化外交を定位する視点は欠けていた。また、中国語・英語・日本語の膨大な各種文献を渉猟して、ロンドン展開催の意義を明らかにする研究もほとんどなかった。本研究はまさしくそうした欠落を補うものであり、ロンドン展開催の背景には緊迫する日中関係という政治的背景があり、南京政府が局面打開の文化外交の一環としてロンドン展開催を積極的に位置づけていたと指摘する。こうした事実発見により、中外文化交流史や中華民国史の研究に大きな貢献を果たしたものと評価できる。

第二に、20世紀前半の欧米における中国古典書画の受容には、日本の価値観や美意識の影響があり、ロンドン展開催を契機に、作品評価の基軸に「中国の眼」が反映されるようになるプロセスを、ビニヨンやウェイリーの著訳や林語堂の作品などを通じて、具体的に明らかにしたことである。中国近代の西洋文化の受容に関しては、近年、日本経由の学知や制度の影響が強調される傾向にあるが、本論文はむしろ西洋文化の洗礼をうけながら西洋に対して日本文化の発信を行った岡倉天心や瀧精一らの著述が、欧米知識人のみならず中国の同時代知識人の東洋文化理解に大きく貢献したという重要な事実を明らかにしている。日中間の文化交流史からだけでは見えない、より立体的で横断的な文化受容の実態を解明したことは、中国美術史研究の水準を一段高める大きな貢献であると言える。

第三に、林語堂、熊式一、蔣彝らの著述・芸術活動の重要な媒体となった『中国評論週報』や『天下』について、ロンドン展との関わりで、中国近代文化の形成に果たした重要な役割を解明したことである。先行する個別の作家論の中で、これらの雑誌を取り上げる研究がなかったわけではないが、本論文は欧米人が中国の思想・文化への理解を深め、中国書画を芸術品 (fine arts) として評価するようになるには、自国の伝統を英語で語り解釈する『中国評論週報』グループ知識人の存在が不可欠であったことを、具体的な作品論や翻訳活動にそくして解明した。雑誌というメディアを舞台に、英語により自国文化の対外発信を行った彼らの執筆活動が、ロンドン展の開催時期のみならず、今日にいたるまで英語圏の中国文明理解に一つの範型を提供し続けているという点からして、本論文は広くて長い射程をもつすぐれた研究であると評せる。

しかし、このように高い水準の研究を達成した本論文にも問題点がないわけではない。審査委員会では、論文中に先人の「誤った」作品評価だとか中国美術に対する「誤解」などといった表現が見られるが、個々の論の欠点や限界をあげつらうのではなく、むしろ「正しい」理解

や評価の根拠こそが、文中において問われるべきではなかったかという疑問が呈された。また、第三部のキーワードとなる“Art of Living”の語の解釈や「写意」の英訳が当時の文脈でどう解釈され表現されたのかなど、英語・漢語間の翻訳実践のあり方について、より繊細な考察を進めるべきであった、との指摘がなされた。さらに、ロマン主義文学の流れに対する理解不足や英語原文の引用・翻訳の瑕疵に対して、より周到な心配りが望まれるとの注文も出た。中国の文人画における詩文と絵画の関係性についても、ヨーロッパとの対比で、より深い考察ができたのではないかとの意見も出された。とはいえ、以上述べたような批判は、本論文の学術的な価値を大きく損なうものではなく、多くの問題はむしろ本研究によって新たに視界に浮上した課題というべきものである。

総括するに、本論文の達成が中国美術史、比較文学・比較文化論、中国近現代史の分野に大きな貢献をもたらしたことは疑いない。したがって、本審査委員会は一致して博士（学術）の学位を授与するのにふさわしい論文と認定した。